

不動産なんでも相談

Q、「贈与の話です。孫の結婚資金や出産の費用などを贈与税がかからずに贈与できると聞きました。が、もっと詳しく教えてもらえませんか？」

孫娘が来年結婚式をあげることになりました。その話がでたときに息子から「結婚式や出産の費用を贈与税がかからずに贈与できるらしいけど、詳しくは分からない。無税で贈与できるなら今のうちにどうだろうか？」と話がありました。この話が具体的にどういったものかもう少し詳しく知りたいと思います。本当に贈与しても贈与税はかからないのでしょうか？

A、1000万円までは無税(贈与税がかからず)で贈与可能です。ただし、一定の要件があります。

結婚資金等の贈与

■「結婚・出産・育児」資金の贈与とは？

ある一定の要件を満たせば、子どもやお孫さんに贈与しても贈与税がかからない制度で、2015年度からはじまった新しい制度です。

■その非課税制度の要件は？

この制度をつかうには、一定の要件があります。

◎子や孫の年齢が20歳以上49歳まで

◎非課税の枠は1000万円

◎非課税の内容は

- ・ 結婚式、披露宴の費用
- ・ 新居の住居費や引越費用

- ・ 不妊治療費
- ・ 出産費用
- ・ 産後ケア費用
- ・ 子供の医療費
- ・ 保育料(ベビーシッター代ふくむ)



■この制度を活用したい場合は？

銀行などで非課税専用の口座を子どもやお孫さんの名義で開設してください。

その上で贈与資金を1000万円を上限に入金する。

例えば出産費用を支払う必要が生じたら、そのときにこの口座から引き出します。その際必要なのは、使い道が出産であることを証明する領収書。

↓などを病院からもらい、金融機関に提出することです。このやり方は『教育資金の非課税制度』と同じです。



■まとめ

補足ですが、この専用口座を使えば1000万円までは贈与しても贈与税がかかりません。しかし、贈与された子どもやお孫さんが50歳になった時点では切れなかつた資金には贈与税がかかってきますので注意が必要です。

この点では、贈与した人が亡くなっても相続財産にならない点は『教育資金の非課税制度』とは違います。

《編集 加来》

渡邊万里子の感動体験



私の趣味の一つに、家庭菜園があります。

家庭菜園といっても、プランターを使つての栽培なのであそび気分でやっています♪

毎年、この時期になると母の好きなトマトと私のおつまみ用♡の枝豆の苗を買って育ててながら楽しんでいきます♪今年も、いろいろ育ててみたいなど思い、初挑戦でトウモロコシの苗も植えてみました♪

小さな苗は、グングン伸びてあつという間に私の身長(151cm)を抜き、今では先端に不思議な謎の物体をつけています。

きつとトウモロコシの実になるのだろうなと思いがら1週間ほどたちました。が、一向にトウモロコシのカタチになる気配がありません…。

同時に植えたトマトは、はやくも真っ赤な実をたくさんつけて、どんどん家族のお腹のなかに入っていきます。



枝豆は、まだまだ収穫はできませんが、房のなかで豆が着々と大きくなってきています。

そしてトウモロコシ。もしかしたら、失敗なのかな…と思いき、いろいろ調べてみたところ、トウモロコシは雄雌異花といって栽培するときに複数本を同じ場所に植えないといけないこと、人工授精が必要だと

いうことがわかりました。

ナゾの物体の正体は、雄花でした。トウモロコシについているフサフサした毛の部分の雄花で、そこに雄花の花粉を受粉しなければなりません。



人生初の、トウモロコシ栽培でまさかの人生初の人工授精！成功できるか不安とワクワク感が満載です♪

私は、プチ家庭菜園を通して植物の命、育ててくださる方々の愛情、美味し調理してくださる方々への感謝を忘れずにいようと、とても感じることができました。

《渡邊万里子》